

第25回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成22年6月10日（木）18：30～20：10
開催場所 しゃきっとプラザ会議室（1）（2）
出席委員 土谷委員、菅野委員、小森委員、西島委員、松浦委員、岡本委員、三浦委員
宮田委員、大江委員、杉原委員、高崎委員、遠国委員、吉田委員、竹下委員
アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開 会

2 住民投票のたたき台（修正版）について（協議）

＜起草部会委員から、たたき台の概要について説明＞

○前回の会議で、上越方式で考えてみてはどうかというご意見があった。

起草部会で改めて検討したが、単独型の方が良いのではないかと結論に達し、今回お示ししている修正版も単独型をベースにしている。

○単独型が良いとした理由は

- ・上越方式であれば、投票資格者の50分の1の連署の署名が集まれば、議会の議決が必要になり、自動的に住民投票が実施できるわけではないが、住民投票実施の請求をすることができる。住民にとっては、確かに親切な制度である。しかし、住民投票請求の濫発が懸念されるのではないかと起草部会では考えたところ。
- ・地方自治法で規定されている直接請求では、同じ50分の1の署名の数に加えて、請求者自ら住民投票条例案を作成したうえで請求しなければならないが、上越方式はその必要がない。
- ・上越方式では、50分の1の署名が集まり、町長に住民投票の実施が請求されれば、町長はそれを議会に付議することになる。従って、議会で審議する事案が増加することが懸念される。
- ・議会に住民投票請求の事案が上程されても、議会での判断により、実際住民投票の実施に至る事案はそう多くはならないのかもしれないが、その前段の議会に上程される請求事案が増加してしまう懸念があるのではないかとということである。
- ・当町の18歳以上の人口の50分の1の数は、400人を割り込んでいる状況であり、この点の懸念は一層高まるのではないかと考えたところ。上越市と当町とでは規模が異なる。
- ・以上の理由から上越方式ではなく、単独型で、成立要件を設けないことで、制度設計を行うべきと考えたところ。

○その他の論点として、住民投票の結果を誰が尊重するのかについては、町民、議会、町長が結果を尊重するというところで、条文は前回と変えていない。解説のところ、その理由を整理してみたので、ご確認いただきたい。

○成立要件の規定は削除し、住民投票の請求権者、投票権者に係る文言を整理した。

（アドバイザー）

上越方式を止めた理由を【町民会議では】に書いた方が良いと思う。また、前回も言わせてもらったが、再度、尊重の範囲を住民から町民（住民＋通勤・通学者等）に広げることにより、投票権がない人にも住民投票の結果を尊重させることとなる。住民のままでも良いのではないか。

（委員）

「町民」とした場合に何が問題になるのか。

（アドバイザー）

町民とした場合、通学者や通勤者など投票資格がない方にも住民投票の結果を尊重してもらうこととなる。いくら尊重であっても、投票資格がない人に結果を尊重させるのはやりすぎではないかと思う。

(委員)

「住民」ではなく「町民」とすることにより、投票権が無い人には厳しい条例となるが、「町民」のまま良いのではないか

(委員長)

全体を議論する際に再度ご意見をいただくこととし、「町民」で仮置きし進めたい。

3 町民参加のたたき台（修正版）について（協議）

<起草部会委員から、たたき台の概要について説明>

○「町民参加の基本」の部分であるが、基本的には文言整理のみである。

- ・第1項は「まちづくり」という表現は避けて、「美幌町の自治」とした。
- ・第5項の青少年や子どもの参加については、前回の会議で協議したが、規定した方がよいという意見でまったところであるが、「それぞれの年齢にふさわしい方法」という表現はどうかかなという意見が、これまでの町民会議でも出されていたところであり、削除した。

○「町民参加の対象」について

- ・第1項は、町民の参加を求める事項について規定している。
- ・ここで、まず、配付されているA3の資料の53ページをご覧ください。ここでは、第9章の行財政運営について規定している。
- ・実は、この第9章の行財政運営のところ、町民参加について規定している項目がある。1つは総合計画の第5項のところ、2つ目は行政評価の第2項、3つ目は行政改革の第3項である。

このうち、総合計画と行政評価については、「町民参加」のたたき台のところ、もともと規定しているものであり、このままでは「町民参加」のところと、「行財政運営」のところとで重複して規定してしまうことになるので、「町民参加」のところ規定するようにして、行財政運営のところ参加について規定しているところは削除しようと考えているところである。

- ・行財政運営で規定している「行政改革」に関する参加については「町民参加」のたたき台のところでは規定していなかったため、今回、「町民参加」のところ規定することとし、第9章行財政運営では規定しないことで考えている。
- ・第2号で、これまでのたたき台は、「町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止」となっていたが、これに「町政に関する基本方針を定め」というものを加えた。第2号で、これまでのたたき台は、「町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正又は廃止」となっていたが、これに「町政に関する基本方針を定め」というものを加えた。

○第3号で、広く町民が利用する公の施設の利用方法を定める場合を参加の対象とした。

「広く町民が利用する公の施設」としては、例えば町民会館とか、スポーツ施設が該当するが、こうした施設の利用方法、具体的には開館時間とか、閉館日とかを決める場合は参加の対象にしようというものである。

○第4号では、町の施設の新設、改良、廃止の決定をする場合には参加の対象にすることを規定している。

第3号で「公の施設」としているが、公の施設とは、簡単に言うと、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設ける施設」であり、役場庁舎とか、廃棄物処分場などは公の施設には含まれない。

しかし、例えば、役場庁舎を建て直すことになれば、これは町民としても大変関心が高い事項になり、役場庁舎の基本計画のようなものがまとまった時点で、町民からご意見を伺うのが適当であろうと考え、「町の施設」としている。「町の施設」とすれば、役場庁舎とか、廃棄物処分場は含まれる。

ただし、他の自治体の市民参加条例などを調べてみたが、自治体のすべての施設を参加の対象にしているわけではなく、どういう施設を参加の対象とするか、とか、どういう施設を参加の対象から除くのか、ということを行規則などで規定している自治体が多い。

実際、条例を運用していく際にも、どういう施設が参加の対象になり、どういう施設が対象にならないのかは明確にしなければならず、それをどう決めるのかは非常に難しい問題であると考えます。

- 第2項では、町民参加を求めない項目として、4つの項目に集約化したところである。それぞれの項目でどういうものが考えられるのかということも解説に付け加えた。このうち、第2号については、本来は第1項で規定する参加を求める事項に該当し、参加を求めなければならないが、緊急に行う必要があり、参加を求める時間的余裕がない場合を想定したものである。そして、この場合は、新しい第4項で規定しているが、参加を求めなかった理由を公表することとしている。
- 第3項で、前回の会議でも議論したが、税金とか使用料などのお金の扱いについて規定している。
考え方としては、基本的にこれらは参加の対象外とするが、実際には、町民の意見を聞いて決定しているものもあるようであり、現状も踏まえて、このような書きぶりとしたところである。
- 町民参加の方法、提出された意見等の取扱い、審議会等の運営について規定しているが、基本的には当初のたたき台と変えてはいない。提出された意見等の取扱いで、公表しない場合の根拠法令を記載したところである。

(ドバ付)

- 「町民参加の対象」について
 - ・第1項の主語は「行政は」である。第2号で「町政に関する・・・」が追加されているが、「町政」となると「議会」も含むため、主語と合わなくなる。「町政に関するは」削除してはどうか。
 - ・第4項の括弧書きの部分「常に町民参加手続き・・・あるものとして」は必要ないと思う。
 - ・第3項はもっと具体的に書いた方がよい。金銭徴収についても町民参加できるものが、あるので再整理してはどうか。
 - ・第4項で、第2項の第2号（緊急に行わなければならないもの）により町民参加を求めなかった場合のみ理由を公表することとなっている。第2号を外し第2項により町民参加を求めなかった場合は、すべて理由を公表しても良いと思う。どちらにするか議論が必要かと思う。
- 「町民参加の方法」について
 - ・町民参加の方法は1つ以上となっているが、町民生活へ影響が大きいものは2つ以上として、ただし書で規定してはどうか。町民参加の機会が増えて町民参加の促進に繋がる。
- 「審議会等の運営」について
 - ・第2項で「委員の公募は・・・」とあるが、周知の方法について述べられているため、「委員の公募の周知は・・・」の方が良いのではないか。
- 【解説考え方】の「町民参加の対象」について
 - ・3で「町税の賦課徴収等」については、地方自治法により直接請求の対象外であることが書かれている。そのとおりであるが、ここで述べるべきなのは町民参加についてであり直接請求とは別の話であり、内容を再検討してはどうか。

(委員)

「町民参加の方法」第1項第3号・第4号で「公の施設」と「町の施設」を使い分けているが、区別している理由は何か。

(事務局)

「公の施設」は不特定多数の方が利用する施設である。例えばスポーツ施設や町民会館、図書館等であり、役場庁舎等は対象外となる。第3号は利用方法の決定を参加の対象としており、「公の施設」即ち町民が広く利用する施設の開館時間等について意見をいただこうとするものである。

(委員)

ある町では、商店街の建物に役場の福祉や民生の部署が入り、フレックスタイムを導入して20時まで窓口を開けているところもある。このように町の所有ではない建物に行政の機能が入ることも考えられる。

(委員長)

行政が使う財産（公用財産）と町民が使う財産（公共用財産）を区別したいのだが、言葉が難しいため、このような表現になったと思う。事務局で分かりやすい表現を再度検討してほしい。

(委員)

第4項規定している町民参加を求めなかった理由を公表する対象についてであるが、第2項の第2号（緊急に行わなければならないもの）だけで良いと思う。第2項全部を対象とする必要はないと思う。

(委員)

【解説・考え方】の「町民参加の対象」の2で軽易なものの例えが書かれているが、法が改正されたことにより条例を改正するのは当たり前である。他の例の方が適切ではないか。

また、「町民参加を行うことが適当でないもの」とあるが、これは必要ないと思う。

(委員)

「軽易なもの」の判断が難しい。【解説・考え方】の例を見ると軽易なものを除くのは当然だと感じるが、実際にやっていくうちに「これが軽易なものなのか」と判断に困るものも出てくると思う。

(アドバイザー)

軽易と判断したのであれば、その理由の説明は必要。

(委員長)

本日の議論を踏まえ、起草部会で再度協議願いたい。

4 中間報告に向けてのたたき台の整理

(事務局)

前回及び前々回の会議に向けて、各テーマのたたき台に対する修正案や意見を、委員やアドバイザーからいただいた。それをもとに、事務局でたたき台全般の修正案を作成した。左頁上に「現行」、右頁上に「修正案」と記載がある資料を参照いただきたい。

以下、順次検討していきたい。

<前文について>

(事務局)

- ・表現をやわらかくした。
- ・「まちづくり」を「自治」とした。（前文以外のすべての項目も同様に修正）

<出席委員、修正案を了承>。

<総則について>

(事務局)

- ・「美幌町の自治概念図」を追加した。
- ・「美幌町の自治」と表現している部分は、概念図の「美幌町の自治の姿」の部分であり、地域社会も町政も含めた自治を表している。町民は行政や議会に信託した部分も主体的に関わり、信託していない部分は自ら自治を担うということの解説を追加した。

(委員)

「まちづくり」か「自治」かについて、前回の会議でも議論したがその結果を踏まえて起草部会で検討した結果が「自治」だったのだから、「自治」で進めるしかない。

(委員)

「自治」を使うことにより、町民の意識改革にも繋がると思う。

<出席委員、修正案を了承>

<用語の定義について>

- ・「まちづくり」の定義を削除した。
- ・【町民会議では】の内容を追加した。

<出席委員、修正案を了承>

<基本理念について>

- ・第2号に「主体的にかかわりどうするのか」というご指摘に基づき修正した。
- ・第3号で「自立」ではなく「自律」を使っている解説を追加した。

<出席委員、修正案を了承>

<基本原則について>

- ・「まちづくり」から「自治」にしたことによる修正

<出席委員、修正案を了承>

(事務局)

今回お配りしたたたき台の修正案をご覧いただき、本日の会議で協議した部分も含めてご意見をいただきたい。

提出様式については後日お配りする。

5 その他

次回の会議は、6月23日(水)18:30からしゃきっとプラザ集団健診ホールで行う。7月は、8日(木)と22日(木)に開催予定。

※第25回の会議後、諸事情により次回会議開催日程が、6月22日(火)18:30からしゃきっとプラザ会議室(1)(2)で開催することで、変更になった。